

「副回線サービス（タイプS）」提供条件書

KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下、併せて「当社」といいます。）は、副回線通信サービス利用規約（以下、「利用規約」といいます。）に定める副回線サービス（タイプS）について、以下のとおり副回線サービス（タイプS）を提供します。

1. 概要

副回線サービス（タイプS）として、「副回線サービス（一般）」と「副回線サービス（法人専用（タイプS））」を提供します。

2. 提供条件

(1) プランの基本情報

・「副回線サービス（一般）」

| | |
|------------|--|
| 月額利用料 | 税込 429 円(税抜 390 円) |
| 月間データ容量 | 500MB |
| 通信速度 | 月間データ容量までは送受信最大 300 kbps、 容量超過後は送受信最大 128kbps |
| 国内通話料 | 税込 22 円(税抜 20 円)/30 秒(※1) |
| 国内 SMS 送信料 | 税込 3.3 円(税抜 3 円)/通(全角 70 文字まで※2) |

・「副回線サービス（法人専用（タイプS））」

| | |
|------------|---|
| 月額利用料 | 税込 550 円(税抜 500 円) |
| 月間データ容量 | 1GB |
| 通信速度 | 月間データ容量までは送受信最大 1Mbps、 容量超過後は送受信最大 128kbps |
| 国内通話料 | 税込 22 円(税抜 20 円)/30 秒(※1) |
| 国内 SMS 利用料 | 税込 3.3 円(税抜 3 円)/通(全角 70 文字まで※2) |

※1 他事業者が料金設定している電話番号へは指定の通話料がかかります。

※2 機種により最大全角 670 文字まで送信可能です。ただし、134 文字までは 2 通分、それ以降は 67 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。半角英数字のみの場合は 160 文字まで税込 3.3 円/通、機種により最大 1530 文字まで送信可能です。ただし、全角の場合は 134 文字までは 2 通分、それ以降は 67 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。半角英数字のみの場合は 306 文字までは 2 通分、それ以降は 153 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。その他 SMS の詳細は(4)①をご参照ください。

(2) 国際通話／国際 SMS について

① 国際通話

国際通話※はご利用いただけません。

※相手方の電話番号の前に「+」、「010」または「0046010」をつけて発信する国際通話をいいます。協定事業者との契約に基づく国際電話の利用可否や提供条件等については、当該協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

② 国際 SMS 利用

国際 SMS（特定携帯電話約款に定める国際メッセージ送信をいいます。）は、送信のみが可能です。受信はできません。

国際 SMS の利用料は全角の場合は 70 文字まで 100 円/通、機種により最大全角 670 文字まで送信可能です。半角英数字のみの場合は 160 文字まで 100 円/通、機種により最大 1530 文字まで送信可能です。ただし、全角の場合は 134 文字までは 2 通分、それ以降は 67 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。半角英数字のみの場合は 306 文字までは 2 通分、それ以降は 153 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。その他 SMS の詳細は(4)①をご参照ください。

国際 SMS の利用料には、消費税はかかりません。

(3) 手続きに関する料金

①契約事務手数料※1

| 税込（税抜） | 条件 |
|------------------|--|
| 3,850 円(3,500 円) | 当社がその副回線契約の申込みを承諾した日から遡って昨年と同じ暦日（応当日）までの間に、同一の主回線にて副回線契約を締結されたことのある場合にかかります。 |

※1 その副回線契約に係る主回線契約の名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下同じとします。）である場合、この手数料はかかりません。

②SIM 再発行等に係る手数料※1

| 区分 | 税込（税抜） |
|-------------------------|---------------------|
| SIM カードの再発行、SIM カードへの変更 | 3,850 円(3,500 円) /回 |
| eSIM の再発行、eSIM への変更※2 | 3,850 円(3,500 円) /回 |

※1 主回線契約について当社への機種変更手続き（購入を伴わないものを含みます）を行ったことに伴う SIM 再発行等については、この手数料はかかりません。

※2 当面の間、本手続きに関する手数料はかかりません。

(4) 副回線サービス（タイプ S）に含まれる機能

以下の機能が、お申込み不要でご利用いただけます。

① SMS

- ・ 電話番号を使用して、文字メッセージの送受信を行うことができます。
- ・ 1 日の送信回数が 199 回を超えた場合、それ以降、終日本機能をご利用いただけません。なお、本機能が停止する前に 199 回を超えて送信した SMS があった場合、料金の支払いが必要です。
- ・ ご利用の機種により、送信できる文字数の上限が異なります。

- ・電波が伝わりにくい等の理由により通信の相手先に送信できない場合、特定携帯電話事業者の設備に SMS をお預かりし、所定のタイミングで再送します。お預かりした SMS は、一定期間経過後に消去します。
- ・発信者番号通知を「通知しない」と設定している場合、SMS を送信することはできません。
- ・他事業者との間で送受信される SMS・国際 SMS は、文字コードや絵文字などの形式を変換することがあります。
- ・国際 SMS は、外国の法令や海外事業者の契約約款等により送信を制限されることがあります。

② インターネット接続機能

- ・インターネットとの間でデータ通信が利用できます。
- ・ベストエフォート型のサービスであり、通信の品質は保証しません。

③ その他

ご利用いただける機能やご利用の条件については、当社のホームページに掲載します。

(5) 電話ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料

- ・電話ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料については、月末時点で副回線契約が契約中である場合にご請求いたします。
- ・ブロードバンドユニバーサルサービス料は、月末時点でご利用中のプランが「副回線サービス(一般)」である場合、ご請求いたしません。

(6) 主回線契約に関する条件

- ・副回線サービス（タイプS）は、主回線となる au/UQ mobile 回線について、以下の条件を満たす場合にお申し込みいただけます。

| 適用条件 |
|--|
| 以下の全てを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・主回線が表 1 の対象料金プランにご加入いただいていること。 ・その主回線において、副回線をご利用中でないこと（※1）。 |

※1 同一の主回線に対して複数のお申し込みがあった場合は、先行するお申し込みを受け付けします。

【表 1：対象料金プラン】

| 対象料金プラン |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ au 約款に定める 5G デュアルまたは LTE デュアルに係る料金プランであって、表 2 の対象外料金プランでないもの ・ UQm II 約款に定める料金プラン |

【表 2：対象外料金プラン】

| 対象外料金プラン | |
|-----------------------------------|--|
| mamorino6/5/4 など、ジュニア向けケータイの料金プラン | ジュニアケータイプラン ME、ジュニアケータイプラン N、ジュニアケータイプラン、mamorino Watch プラン N、mamorino Watch プランなど |
| ウェアラブルデバイスの料金プラン | ウォッチナンバープラン、ナンバーシェアプランなど |

(7) その他ご注意事項

① ご利用料金について

- ・ eSIMでお申込みの場合は、ご契約日より、ご利用料金がかかります。
- ・ SIMカードでお申込みの場合、月額利用料は、SIMカードのご利用開始日またはご契約日から 10 日経過した日のいずれか早い日からかかります。なお、電話ユニバーサルサービス料やブロードバンドユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は、ご契約日を含む月よりかかります。
※毎月 25 日以降にお申込みの場合、一旦お申込み月の月額利用料を請求させていただきます。ただし、他の料金からの減算等により翌月以降に返金させていただくことがあります。
- ・ 副回線サービスを解約された月と同月中に同一の主回線において同一の副回線サービスのプランをご契約された場合にかかる月額利用料は、当面の間、1 回線分とさせていただきます。
- ・ au/UQ mobile のかけ放題サービスや家族割など、国内通話料や国内 SMS 送信料を割り引くサービスや、家族割プラスなどの回線数に応じた割引のカウント対象外となります。その他、特に記載のある場合を除き au/UQ mobile 回線を条件とする割引や特典の対象外となります。

② 電話番号案内サービスについて

- ・ 電話番号案内サービスをご利用の場合、通話料のほか、1 の電話番号案内につき税込 220 円（税抜 200 円）がかかります。その他提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。

③ 料金のかからない通話について

- ・ 緊急通報（110 番、118 番、119 番）に係る通話については、料金はかかりません。

④ ご利用料金の請求について

- ・ 月額利用料、電話ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、ご利用の翌月に、au/UQ mobile 回線のご請求に合算してご請求いたします。
- ・ 国内通話料などその他のご利用料金は、ご利用の翌々月に、au/UQ mobile 回線のご請求に合算してご請求いたします。当社所定の場合を除き、au/UQ mobile 回線のご利用から 1 か月遅れてのご請求となりますので、ご注意ください。

⑤ 解約について

- ・解約の事由や解約となる時期、解約時にご負担いただくご利用料金は以下のとおりです。

| 解約の事由 | 解約となる時期 | 解約時にご負担いただくご利用料金 |
|------------------------|-----------------|---|
| ご契約者さまからのお申出による解約※1 | お申出を当社が承った日 | お申出を当社が承った日が属する月までの月額利用料※2、回線停止が行われるまでの間に行われた通話や SMS などのご利用料金 |
| 当社からの解約（詳細は⑥をご参照ください。） | 当社から解約させていただいた日 | 解約させていただいた日が属する月までの月額利用料※3、回線停止が行われるまでの間に行われた通話や SMS などのご利用料金※4 |

※1 お申出による主回線の解約に伴い解約となる場合を含みます（なお、au と UQ mobile の対象プラン間での移行の場合は解約となりません。）。

※2 8日間キャンセルの場合を除き、日割となりません。

※3 日割となりません。

※4 解約の事由を満たした月と解約となる月が異なる場合、解約の事由を満たした月の電話ユニバーサルサービス料やブロードバンドユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料がかかります。また、手続きに関する料金がかかる条件を満たしている場合、手続きに関する料金がかかります。

- ・解約の事由に該当後、回線の停止は順次行います。ご契約者さまにて、回線の停止時期をご指定いただくことはできません。

⑥ 当社からの解約について

- ・以下に該当する場合、当社から解約させていただくことがあります。
 - ・ ご契約手続き完了後、当社よりお送りする eSIM の設定情報または SIM カードをお受け取りいただけない場合
 - ・ eSIM または SIM カードの再発行手続き後、当社よりお送りする eSIM の設定情報または SIM カードをお受け取りいただけない場合
 - ・ 主回線が一時休止となった場合や対象外の料金プランに変更された場合
 - ・ 当社より主回線を解約させていただいた場合
 - ・ 個人と法人で主回線契約の譲渡が行われた場合
 - ・ その他利用規約に定める事由に該当した場合

⑦ その他

- ・ 上記の規定に関わらず、「副回線サービス(一般)」を新たに申込むことはできません。
- ・ 当社は、2026年8月31日をもって「副回線サービス(一般)」の提供を終了し、提供終了の際に締結していた副回線契約を、2026年9月1日に解除します。

(8) 法人でのご利用に関するご注意事項

- ・「副回線サービス(法人専用(タイプS))」は、「(6)主回線契約に関する条件」に加えて、主回線が au 約款の対象料金プランであって、その名義が法人である場合に、選択いただけます。
- ・主回線が au 約款の対象料金プランである場合、利用規約第 16 条の規定に関わらず、お客さまが選択可能な SIM 等の種類は eSIM のみとなります (SIM カードはお選びいただけません。)
- ・主回線が au 約款の対象料金プランである場合、利用規約第 10 条の規定に関わらず、当社は副回線サービス契約者には利用規約第 10 条の規定は適用しません。当社は au 約款の定めに基づき主回線の利用の一時中断または利用の再開の請求があったときは、副回線についても利用の一時中断または利用の再開の請求があったものとみなして取り扱います。
- ・「(7) その他ご注意事項 ⑥ 当社からの解約について」の規定のほか、主回線が au 約款の対象料金プランである場合、主回線の機種変更手続き (購入を伴わないものを含みます) を行ったときは、当社はその手続きがあった日に副回線契約を解約します。このとき、当社から解約させていただいた日が属する月までの月額利用料及び回線停止が行われるまでの間に行われた通話や SMS などのご利用料金をご負担いただきます (月額利用料は日割となりません。)
- ・異なる副回線サービスのプラン間での変更はできません。ご利用中のプランを解約いただき、改めてお申し込みいただく必要があります。これに伴い新規ご契約に伴う所定の手数料がかかります。また、副回線契約の電話番号も変更となりますのでご注意ください。

■本提供条件書について

- ・当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定の WEB サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。
- ・電気通信事業法施行規則 (昭和 60 年郵政省令第 25 号) 第 2 2 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、利用規約その他副回線サービスに適用される諸規定を適用します。これらの詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・副回線サービス (タイプ S) に関するその他の提供条件については、当社のホームページ等に定めるところによります。

■更新履歴

| | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 2023 年 3 月 29 日 | 初版作成 |
| 2023 年 4 月 1 日 | 手数料改定等に伴う改版 |
| 2023 年 5 月 1 日 | 受付基準に関する改版 |
| 2023 年 7 月 1 日 | プラン名称の改称及び法人でのご利用に関する注意事項の追記に伴う改版 |

- 2023年7月3日 提供条件書の名称について「副回線サービス」提供条件書から「副回線サービス(タイプS)」提供条件書に変更したことに伴う改版
- 2023年8月23日 課金開始日、一部ご利用料金の請求時期の変更に伴う改版
- 2023年12月28日 ご利用料金の請求に関する明確化のための改版
- 2024年3月29日 表記に関する改版
- 2025年1月1日 法人契約の契約事務手数料に関する改版
- 2026年2月1日 ブロードバンドユニバーサルサービス料等に関する改版
(本改定は2026年3月1日から実施します。2026年2月1日から2026年2月28日までの間、「電話ユニバーサルサービス料」は、従前どおり「ユニバーサルサービス料」とします。)
- 2026年2月25日午前9時 副回線サービス(一般)に関する改版